

令和6年1月25日開催

新庄市農業委員会第8回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年1月）議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日（木）午後3時30分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	14番 伊東 和彦
15番 三原 幸一	16番 星川 秀男
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（2名）

17番 星川 豊	18番 佐藤 喜代志
----------	------------

5. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 18 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 4 | 議案第 19 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 5 | 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 7 | 報告第 18 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |
| 日程第 8 | 報告第 19 号 令和 5 年度農地の利用状況調査結果について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	叶内 敏彦	総務主査	鏡 彰広
主任	八鍬 貴征		

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 8 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は、17 番星川豊委員、18 番佐藤喜代志委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 8 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番松田浩一委員と6番森良一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八楯貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで、19番高山光弥委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(高山光弥委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区21件、稲舟地区5件、萩野地区1件、計27件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区1番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。議案書の通りであり、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区2番につきまして、1月21日に調査確認いたしました。譲渡人が離農するということで、以前より譲受人が耕作しており今回売買となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

新庄地区3番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。以前より貸人が耕作者を探しており、近隣で耕作している借人に依頼したところ、双方合意に至ったとのことです。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区4番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。議案書の通りで対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区5番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作者を探しており、親戚である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区6番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。譲渡人が固定資産税などの支払いが困難になってきたとのことで、譲受人に贈与することになりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区7番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。議案書のとおりで対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区8番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。議案書のとおりで双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区9番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣で農地を増やしたい借人に依頼し、双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区10番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣で農地を増やしたい借人に依頼し、双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区11番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区12番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区12番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意

しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区13番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区13番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が離農をするとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区14番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区14番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区15番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区15番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区16番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区16番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が離農するとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区17番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区17番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が離農すること
のことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意して
おり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区18番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区18番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が離農すると
のことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意して
おり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区19番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区19番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できな
いとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意
しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区20番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区20番につきまして、1月18日に調査確認いたしました。以前、譲受人が譲
渡人の農地を耕作しその後購入としており、その周辺の残りの農地を無償で贈与したいと
のことです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区21番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区21番につきまして、1月18日に調査確認いたしました。貸人が離農すると
のことで借人に依頼したところ、双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意して
おり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が離農することのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区3番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。貸人が耕作できないとのことで、近隣である借人に依頼し双方合意に至ったとのことです。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区4番につきまして、貸人に1月10日、借人に1月19日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区5番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。議案書の通りで問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、1月18日に調査確認いたしました。貸人が高齢であり、同一世帯の借人が使用とのことで双方合意し、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願ひします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(高山光弥委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第18号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第18号、農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ございませぬ。議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区1番につきまして、1月18日に現地確認いたしました。資材供給が遅れ、冬期間になってしまい、外構工事が難しくなったとのことで工期の延長で申請されました。
宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第18号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第19号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、14番伊藤和彦委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(伊藤和彦委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第19号、農用地利用集積計画について稲舟地区5件、萩野地区4件、八向地区1件、計10件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった再設定10件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第19号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(伊藤和彦委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第5、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区1件、八向地区3件、計7件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区5件、八向地区3件、計8件を議案書に基づきご報告申し上げます

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第18号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程しま

す。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第18号地目変更登記に係る法務局からの照会について稲舟地区1件、萩野地区2件、計3件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に報告内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第18号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第18号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第19号令和5年度農地の利用状況調査結果についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第19号令和5年度農地の利用状況調査結果について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第19号令和5年度農地の利用状況調査結果について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第19号令和5年度農地の利用状況調査結果については原案の通り可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年1月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員